

平成25年度 第2回 羽黒地域審議会 次第

日 時 平成25年8月29日(木)

午後2時00分～

場 所 羽黒庁舎3階集会室

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

- (1) 広域コミュニティ組織と地域活動センター(仮称)について 資料1
- (2) 住民自治組織総合交付金制度について 資料2
- (3) 鶴岡市歴史的風致維持向上計画の進捗状況について 資料3
- (4) 国宝羽黒山五重塔ライトアップによる夜間参拝について 資料4
- (5) 7月集中豪雨による被害状況について 資料5
- (6) 主要地方道鶴岡羽黒線整備促進期成同盟会の設立について 資料6

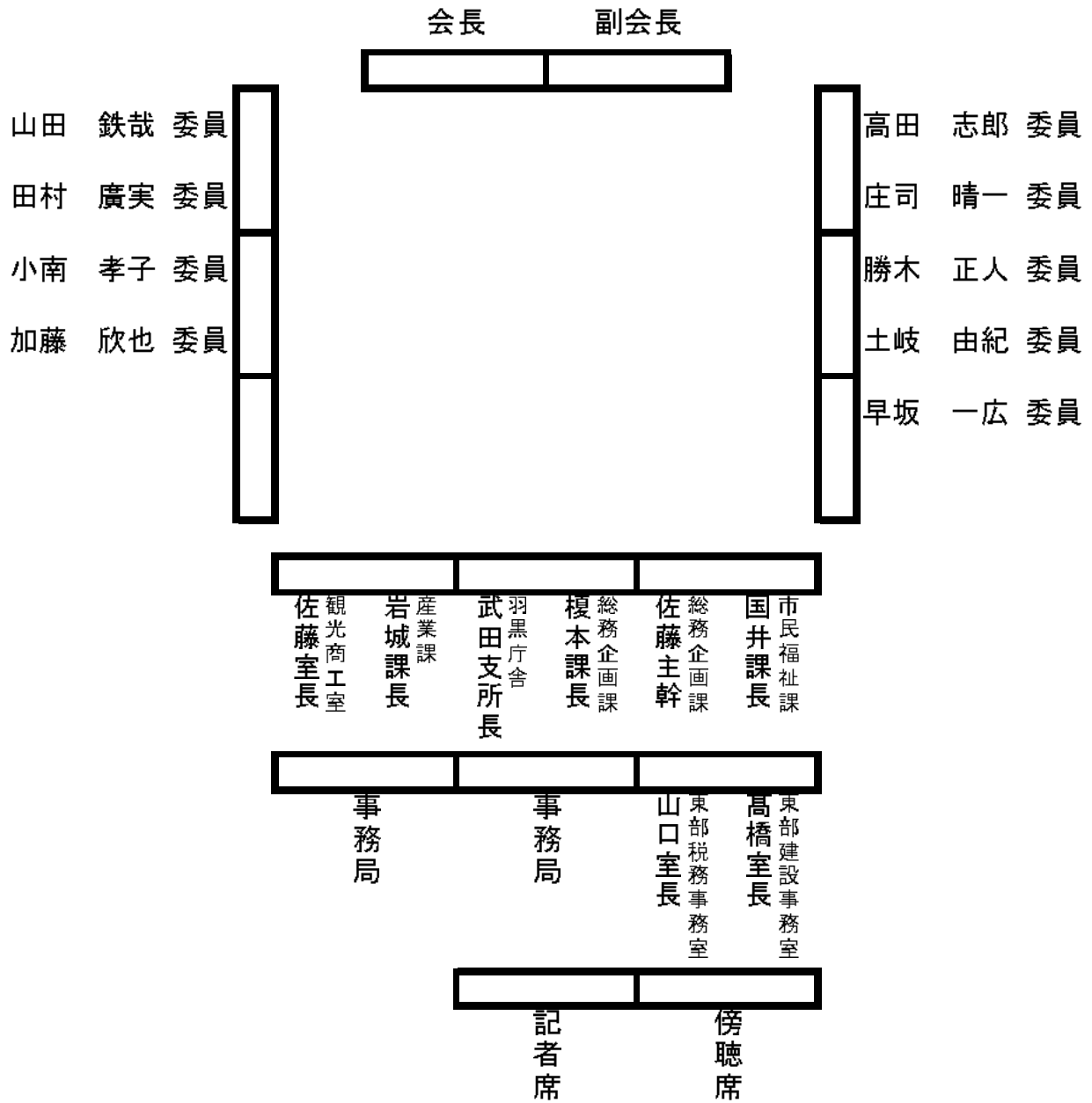
4 協 議

- (1) 地域づくり懇談会の職員地区担当制度による会の運営について 資料7
- (2) 羽黒庁舎建設基本計画の策定状況について 資料8
- (3) 羽黒地域審議会提言書の作成の流れについて 資料9

5 その 他

6 閉 会

《平成25年度 第2回羽黒地域審議会 席次》



受付

平成25年度第2回羽黒地域審議会出席者名簿

任期:2ヶ年(平成24年6月10日～平成26年6月9日)

区分	所属団体名等	役職名等	氏名	備考
公共の団体	羽黒体育協会	会長	勝木 正人	
	羽黒地区民生児童委員協議会	会長	高田 志郎	
	学校法人 羽黒学園	顧問	金野 信勇	
	羽黒区長会	会長	山本 興治	
	松ヶ岡開墾場	理事長	山田 鉄哉	
	地区公民館	手向地区館長	田村 廣実	
	羽黒町婦人会	会長	小南 孝子	
	NPO法人蜂鼓山社中	事務局長	早坂 一広	
学識経験者	農業	自営業	庄司 晴一	
	旅館「多間館」	自営業	土岐 由紀	
	農業	自営業	加藤 欣也	

◎広域的コミュニティ組織と地域活動センター(仮称)について

25年7月

- 広域的コミュニティ組織立ち上げ協議(各区長会役員)
 - (手向地区) 7月2日(火) 午前9時～ 手向地区公民館
 - (泉地区) 7月4日(木) 午後6時～ 泉地区公民館
 - (四小地区) 7月5日(金) 午後6時～ 四小地区公民館
 - (広瀬地区) 7月8日(月) 午後1時～ 広瀬地区公民館
- ※準備委員会構成員の決定

25年9月

- 第1回準備委員会開催
 - (広瀬地区) 9月11日(水) 午後7時～ 広瀬地区公民館・委員16名
 - (泉地区) 9月12日(木) 午後7時～ 泉地区公民館・委員16名
 - (四小地区) 9月18日(水) 午後7時～ 四小地区公民館・委員18名
 - (手向地区) 9月19日(木) 午後7時～ 手向地区公民館・委員20名
- ※検討項目の確認など

- ※これ以降
 - 先進地視察の実施(規模に合わせて2ヶ所程度)
 - 準備委員会で検討
 - ・実施事業
 - ・組織体制(組織、役員)
 - ・予算関係
 - ・その他

26年8月

- 広域的コミュニティ組織設立総会開催
 - ・規約(会則)設置
 - ・組織決定
 - ・役員選出
 - ・事業計画及び予算

※事務局員雇用は27年4月から

26年12月

- 12月議会上程
 - ・公民館設置条例改正
 - ・地域活動センター設置条例改正
 - ・指定管理者の指定

27年4月

- 広域的コミュニティ組織運営開始

住民自治組織総合交付金について【案】

平成 25 年 8 月

I. 総合交付金制度創設の背景・目的

私たちを取り巻く社会は、人口減少や高齢化、価値観の多様化が進み、人と人とのつながりが弱くなる一方で、地域では福祉・防犯・防災・環境保全など身近な課題が増えており、地域コミュニティに寄せられる期待が高まっております。

地域づくりでは住民や住民自治組織が主役となり、知恵・技術を出し合い、課題解決に向け行政も共に取り組んでいくことが活力ある個性的な地域に結びつくと考えます。

この交付金は自由裁量の枠を広げる事で、地域の実情に応じた事業・活動が維持・展開でき、また、加算内容を自らが選択する事で、話し合いの機会を増やします。希薄になりつつある相互扶助意識の向上を図り、住民自治のまちづくりを目指します。

II. 制度設計の考え方

交付金は基本ベースと加算措置の2層構造とし、基本ベースは全市一律とし、行政依頼業務負担分や防犯灯に関する補助などの組織助成を行います。また、過疎地域や市街地までの距離が遠い郊外地、今後運営困難が予想される小規模町内会については相應の加算措置を講ずるものとします。また、公民館活動や自主防災組織の活動において一定の助成を行います。

その他、自らの町内会にとって必要なものは何かを考え、選択できる加算を設けます。

III. 具体的な内容

1. 鶴岡市町内会等総合交付金（基本ベース）

① 平等割り額

② 行政業務交付金

広報の配布や隣組回覧、募金などの行政からの依頼業務について対応して頂く事への交付金。世帯数に応じる。

③ 組織助成交付金

衛生業務及び防犯灯への補助を意味合いとする。

④ 公民館維持管理

公民館の維持管理にかかる経費。

⑤ 自主防災活動

自主防災活動に関する経費。

2. 加算措置

① 郊外地域加算 …市街地以外に適用。

② 過疎加算 …過疎地に該当する箇所にのみ適用。

③ 小規模町内会加算…30世帯以下の町内会に適用。

3. ステップアップ交付金

課題・問題を解決するための事業費。選択制の他、町内会からの提案も受け付けます。

住民自治組織の長にかかる非常勤特別職の廃止について

1. 現行設置規則における設置目的、委嘱及び職務の違い

種別	地域	藤島・朝日	羽黒・楡引
設置目的		行政からの依頼業務担当としての位置づけ	市長の補助機関としての位置づけ
委嘱		市からの行政業務担当者を各町内会等から推薦してもらう形態	市長が本人の承諾を得て専任する。(楡) 各集落から推薦された者を、市長が委嘱する。(羽)
職務		市行政全般にわたり、市と市民の相互連絡を図る。市行政事務の周知徹底	市長の指揮監督の下に、区内における市長の事務を補佐執行する

現状としては…

- 業務の増加に伴い、特別職個人の負担が増加している事が課題となっており、また既に依頼業務の一部を組織で分担しているなど、実態とかい離している。
- 自治組織は任意の組織として自主的な取り組みが尊重されるべきであるが、組織の代表が「市長の指揮監督の下」に位置付けられている事に矛盾が生じている。

2. 住民自治組織と行政の関係

(1) 住民自治組織の長の役割

そもそも住民自治組織は地域に住む住民の地縁に基づく任意団体であり、住民自治組織の長はその自治活動や自治会の内部を取りまとめる役割を持つ。

(2) 特別職でなくなるという事は

- ・公務員ではなくなる
- ・市長の補助機関ではなくなる



行政と自治組織は縦の関係から横の関係になり、お互いの合意のもとに、まちづくりを進めるような形となる。

鶴岡地域・温海地域は既にこの形態となっている。

3. 行政依頼業務の取り扱い

行政依頼業務は町内会長等「個人」への依頼から、町内会等の「組織」への依頼に代わります。

行政依頼業務

1. 広報物の配布
2. 案内文書(会議など)の配布
3. 各種調査票のとりまとめ
4. 選挙関係(広報等の配布)
5. 募金のとりまとめ
6. 各種委員等の推薦
7. その他

日本赤十字社の関係
社会福祉協議会の関係

町内会長・区長・駐在員
「個人」への依頼



町内会・住民会・自治会
「組織」への依頼

「鶴岡市歴史的風致維持向上計画」の進捗状況について

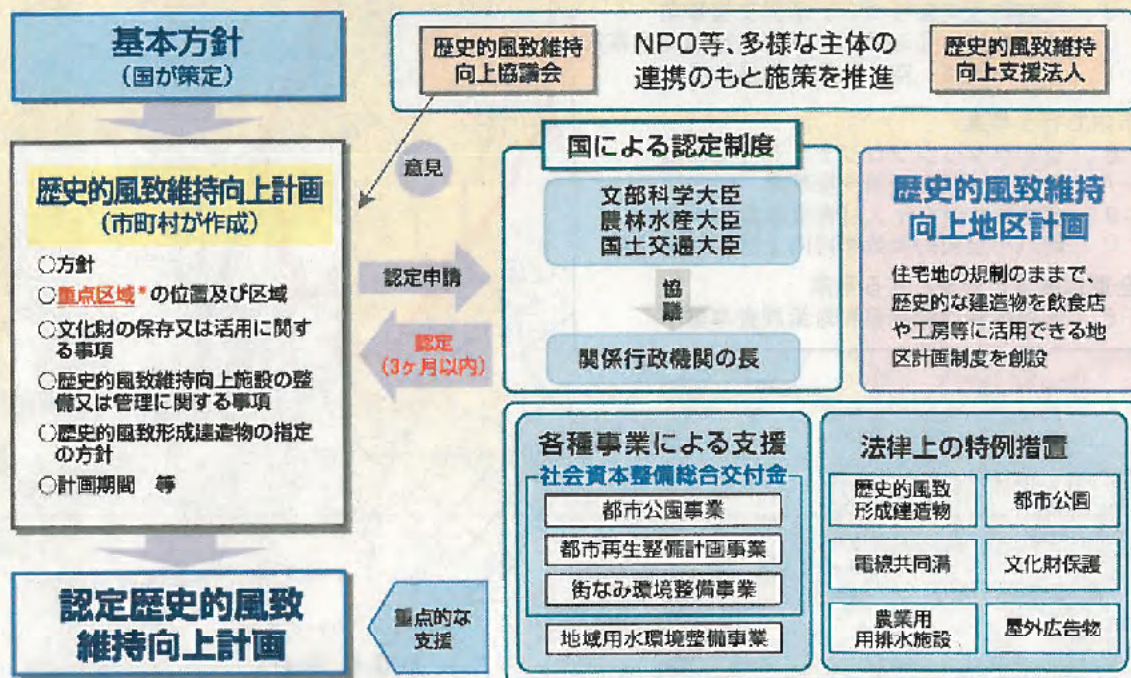
「平成 20 年に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が施行され、自治体が、「歴史的風致維持向上計画」を策定し国が計画を認定すれば、国から事業費の助成を受けられるようになりました。

そこで鶴岡市では平成 22 年度から「鶴岡市歴史的風致維持向上計画書」を策定し、今年 9 月に申請し 10 月に認定を受ける予定です。

計画は鶴岡市全市にわたるもので、羽黒地域では、手向地区と松ヶ岡地区が重点区域となっています。

歴史まちづくり法の概要

市町村は、国が策定する基本方針に基づき、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を申請できます。
記載すべき事項については、法第 5 条第 2 項各号及び主務省令に定められています。



*重点区域とは「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」と、「その周辺の土地の区域」のことをいう。



凡例

重点区域

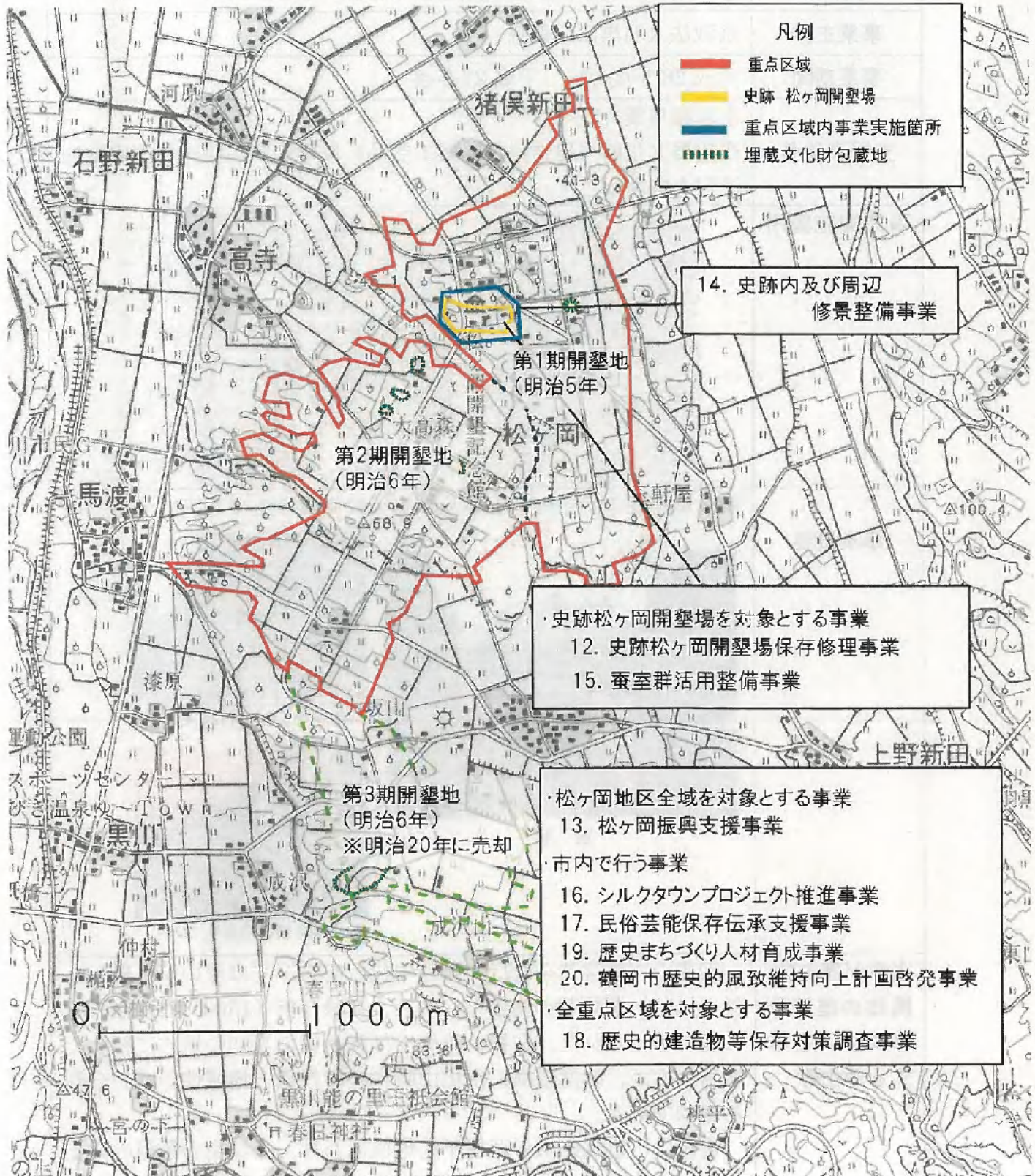
埋蔵文化財包蔵地

8. 重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業

- 手向地区全域を対象とする事業
 - 9. 門前町歴史まちづくり活動支援事業
 - 10. 宿坊街まち並み保全及び修景整備促進事業
 - 11. 宿坊街道路・空き地修景整備事業
- 市内で行う事業
 - 16. シルクタウンプロジェクト推進事業
 - 17. 民俗芸能保存伝承支援事業
 - 19. 歴史まちづくり人材育成事業
 - 20. 鶴岡市歴史的風致維持向上計画啓発事業
- 全重点区域を対象とする事業
 - 18. 歴史的建造物等保存対策調査事業

0 1000

事業総括図(羽黒手向地区)



- 凡例
- 重点区域
 - 史跡 松ヶ岡開墾場
 - 重点区域内事業実施箇所
 - - - 埋蔵文化財包蔵地

14. 史跡内及び周辺
修景整備事業

・史跡松ヶ岡開墾場を対象とする事業
12. 史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業
15. 蚕室群活用整備事業



・松ヶ岡地区全域を対象とする事業
13. 松ヶ岡振興支援事業

・市内で行う事業
16. シルクタウンプロジェクト推進事業
17. 民俗芸能保存伝承支援事業
19. 歴史まちづくり人材育成事業
20. 鶴岡市歴史的風致維持向上計画啓発事業






・全重点区域を対象とする事業
18. 歴史的建造物等保存対策調査事業

事業総括図(羽黒松ヶ岡地区)




事業名	重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業
事業主体	宗教法人羽黒山正善院
事業期間	平成 26 年度 ～ 平成 27 年度
支援事業名	市単独事業 ※重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助活用を検討
事業実施箇所	
事業概要	<p>銅板屋根葺き替え修理工事及び防災設備改修工事を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="464 1039 948 1413">  <p style="text-align: center;">現 状</p> </div> <div data-bbox="970 1016 1299 1256">  <p style="text-align: center;">一部破損している銅板葺き屋根</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="970 1308 1299 1547">  <p style="text-align: center;">屋根裏の雨濡り、しみ</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>羽黒山正善院黄金堂は、建立年代は明らかではないが、建久 4 年（1193）源頼朝の寄進といわれ、文禄 3 年（1594）に現在の堂に建て替えられた。文禄の改修では鎌倉期の当初の様式に習ったとされるが、細部絵様には桃山時代の時代色・地域性が感じられる建物である。</p> <p>場所は、重点区域の羽黒手向地域にあり、宿坊街の景観の向上に寄与する施設であるが、経年劣化により傷みの激しいため、銅板屋根の修復と防災設備の改修により、文化的価値の継承につながり歴史的風致の維持向上が図られる。</p>

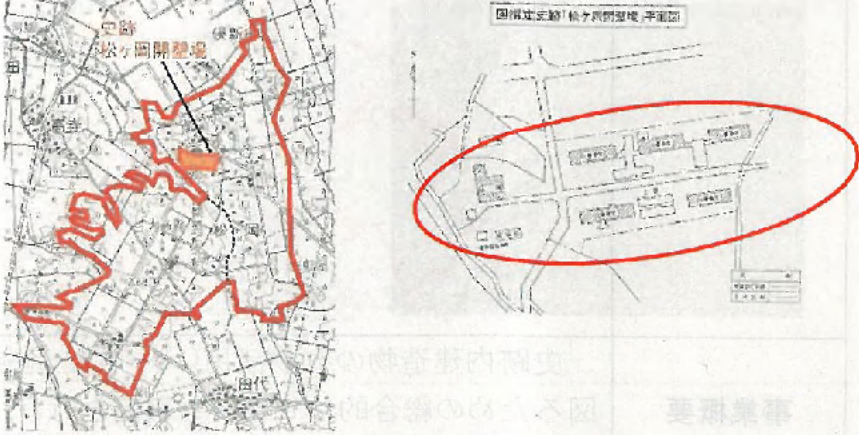

事業名	門前町歴史まちづくり活動支援事業
事業主体	出羽三山魅力発信協議会
事業期間	平成 25 年度 ～ 平成 34 年度
事業実施箇所	市単独事業 ※平成 27 年度～社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業概要	重点区域 羽黒手向地区内 
事業概要	<p>地域の住民や団体等で構成する協議会が主体となって行うまちづくり協議やまちあるきマップの作成、住民合意形成のためのワークショップ、シンポジウム開催等の活動を支援する。</p>  <p>出羽三山魅力発信協議会</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>地元団体や住民から構成されている組織が事業主体となる事業を実施することで地域全体の景観保全意識、機運が高まり歴史的風致の維持向上が図られる。</p>

事業名	宿坊街まち並み保全及び修景整備促進事業
事業主体	鶴岡市
事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 31 年度
支援事業名	市単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業実施箇所	重点区域 羽黒手向地区内 
事業概要	<p>宿坊街のまち並みを保全し風致を維持するため、道路に面する建物や土塁、生垣、植栽等の外構部分など宿坊街の佇まいを感じさせる特徴的な構造物について所有者等がまちづくり協定を策定し、修景整備の支援を行う。</p> <p>現 状</p>  <p>整備後のイメージ</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	宿坊街における沿道部分の外構空間等は歴史的風致の保全に重要な景観構成要素である。修景を行うことで統一感のある良好な景観が形成され歴史的風致の維持及び向上が図られる。

事業名	宿坊街道路・空き地修景整備事業
事業主体	鶴岡市
事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 31 年度
支援事業名	市単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業実施箇所	重点区域 羽黒手向地区内 
事業概要	<p>宿坊街のまち並みを保全し風致を維持するため、空き地や不連続な街並み等の良好な景観の妨げとなる要素を解消し、訪れる人へ街並みの特徴などを紹介するため、歴史的な景観に配慮した効果的な沿道への植栽、案内サインやポケットパークの整備、道路美装化、無電線化を行う。</p> <p style="text-align: center;">現状の街並み</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">整備後のイメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	宿坊街の建築景観と統一感のある良好な景観形成され歴史的風致の維持向上が図られる。

事業名	史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業
事業主体	鶴岡市
事業期間	平成 10 年度 ～ 平成 27 年度
支援事業名	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助
事業実施箇所	 
事業概要	<p>「史跡松ヶ岡開墾場保存管理計画策定報告」に基づき、平成 10 年度から年次的に行なっている蚕室等保存修理の継続と防災設備設置工事を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="488 1200 874 1485">  <p style="text-align: center;">1 番蚕室</p> </div> <div data-bbox="922 1200 1318 1485">  <p style="text-align: center;">3 番蚕室</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>松ヶ岡開墾場内には、現在本陣 1 棟、蚕室 5 棟、蚕業稻荷神社、貯桑土蔵等があり、明治初期の面影そのままだに開墾当初の雰囲気を守っているが、全体的に経年劣化が進んでいる。</p> <p>それらの施設を保存修理し、防災設備の整備をすることにより、施設の安全性が確保されるとともに、展示施設として内部公開も可能となる等、文化的価値の継承につながり歴史的風致の維持向上が図られる。</p>

事業名	松ヶ岡振興支援事業
事業主体	松ヶ岡開墾場
事業期間	平成 25 年度
支援事業名	市単独事業
事業実施箇所	
事業概要	<p>史跡内建造物の有効活用(ハード)と地域の活性化(ソフト)を図るための総合的なビジョン策定を行う。</p> <p>松ヶ岡開墾場を含むエリア整備のあるべき姿について、地域住民や史跡内事業者等の参加によるワークショップを開催し、総合ビジョン策定を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">ワークショップの様子</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>松ヶ岡地域では明治初期に行われた開墾当時の形態を継続し、施設や開墾当初の趣旨目的、実践の多くの部分が今も守られている。</p> <p>これらを背景としたビジョンを策定し、将来的にソフト活用と連動して史跡内建造物が有効活用されることにより、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>

事業名	史跡内及び周辺修景整備事業
事業主体	鶴岡市・関係団体
事業期間	平成27年度～平成34年度
支援事業名	市単独事業 □社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業実施箇所	
事業概要	<p>史跡中央を東西に通る道路については、明治初期の時代背景にあった構造とし、寸法や路盤の材料を検討し整備する。また、史跡内への車の進入を禁止するための副道や駐車場を整備する。</p> <p>史跡内の景観形成に有効な役割を果たしている桜や松等の立木について、樹木・樹種を選定し保存・整備する。</p> <p>歴史的景観に配慮した看板・誘導案内板、エリアの散策途中での休憩のためのスペース等を整備する。</p>  <p>現状：「車乗り入れご遠慮」の看板あり</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>明治初期の景観への復元を前提として修景整備を行い、創建当時の開拓の歴史を表現することにより、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>

事業名	蚕室群活用整備事業
事業主体	鶴岡市・関係団体
事業期間	平成 27 年度 ～ 平成 34 年度
支援事業名	市単独事業 □社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業実施箇所	
事業概要	<p>現在、一番蚕室が松ヶ岡開墾記念館、二番蚕室が飲食物販施設、展示ギャラリー、三・五番蚕室が庄内映画村事務所・資料館、四番蚕室が庄内農具館など概ね活用がなされてはいるものの期間限定である。蚕室内を松ヶ岡開墾や絹産業の歴史等に関する講演会や展示会などができる多目的スペースとして、年間を通じてのイベント活用ができる整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="549 1350 876 1608">  <p data-bbox="603 1619 772 1677">現在の五番蚕室 (映画村資料館)</p> </div> <div data-bbox="986 1350 1326 1608">  <p data-bbox="1024 1619 1193 1677">現在の四番蚕室 (庄内農具館)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>史跡松ヶ岡開墾場は明治の面影をそのままに残している史跡である。その保存については単に歴史的資料や財産としての保存をするだけでなく、その価値をより高めるために蚕室を歴史に関する講演会や展示会を開催する施設等として年間を通じ活用し良好な状態で保存されることにより、文化的価値の継承につながり歴史的風致の維持向上が図られる。</p>

国宝羽黒山五重塔ライトアップによる夜間参拝について

1 目的

来年の羽黒山午年御縁年と山形DCのプレ事業として、東の奥参りと称されてきた出羽三山から、東北の復興を祈りつつ、東北に希望の光を放ち、この地から元気を発信するため、国宝羽黒山五重塔のライトアップによる夜間参拝を行えるようにする。

2 主催等

- (1) 主催 庄内観光コンベンション協会、出羽三山神社
- (2) 協力 鶴岡市、酒田市、戸沢村、三川町、庄内町、遊佐町、各観光協会等
- (3) 支援 山形DC推進協議会、やまがた観光キャンペーン推進協議会
- (4) 協賛 趣旨に賛同する企業等

3 ライトアップの内容

- (1) 場所 「国宝五重塔」「爺杉」
随神門から五重塔まで約300mの参道に照明を敷設。
- (2) 期間 平成25年7月13日(土)～9月16日(月)66日間
- (3) 時間 日没から21時30分まで
- (4) お願い：参拝者には、「大人(※中学生以下を除く)お一人300円からの協力金」をお願いする。協力いただいた方には、五重塔夜間参拝記念カードをお渡しする。



7/10 山形新聞より

- 5 その他 東北復興の祈願を行った貸出用提灯(2個、40,000円)を県内企業等から寄進を募る。

羽黒山五重塔ライトアップ入込み状況等

(8月22日現在、単位：人)

期間	平均	最多	最少	中止	備考
7/13(土)	60	60	60	0	点灯式 TV3社、新聞2社が取材
7/14(日)～20(土)	42	90	2	0	荒天時は激減 週末(晴)で20(土)90人
7/21(日)～27(土)	30	47	14	2	雨続き伸びない 荒天中止2日
7/28(日)～8/3(土)	45	119	15	0	雨続くが週末(曇)で8/3(土)119人
8/4(日)～10(土)	49	79	18	0	雨模様多い 8/10(土)79人
8/11(日)～17(土)	178	248	61	0	お盆の帰省客で急増 15(木)248人、12～15に200人越え 17(土)赤川花火で61人
8/18(日)～22(木)	63	112	39	0	18(日)112人、以降50人平均
計	70	248	2	2	

- ・7/13(土)～8/22(木)までの48日間で計2,716人の参拝者があった。
- ・この間、協力金は約59万円、ほとんどの方が協力している。平均216円/人
- ・企業協賛による貸し出し用の提灯は約60個の寄進があった。
- ・今後、来年の午年御縁年、山形DCに向けて、今年状況を分析し、来年の実施期間や方法、活用策、旅行商品企画等を検討する。

※ 市及び観光協会の協力内容

- ・照明方法や警備等の検討、随神門前通り駐車場に看板・照明を設置、随神門前通り沿いにソーラーライトを設置、広報やHPでの周知、防災無線で帰省客への周知(益中)

一般初公開

国宝

羽黒山五重塔

夜間参拝

期間限定ライトアップ日時

7/13(土) - 9/16(月)

21時30分まで

※悪天候の場合は中止する場合があります。

【お願い】

- ※随神門から夜間の石段約300mの参道を通っての参拝となりますので、あらかじめ承知ください。
- ※参道内及び駐車場内での事故・けが等の責任は、一切負いかねますので、マナーを守り、ご自身の責任で十分注意して参拝をお願いします。
- ※大人(中学生以下を除く)お一人様300円からの協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

庄内観光コンベンション協会 TEL.0235-68-2511
羽黒町観光協会 TEL.0235-62-4727

写真提供:オフィス阿高

【協賛】
やまがた観光キャンペーン
推進協議会



7月の大雨・洪水による被害調査

■ 7月18日(木)、7月22日(月)の大雨・洪水による羽黒地区の被害状況等についての報告書

項目	7月18日(木)	7月22日(月)	備考
大雨警報	7/18 1:42	7/22 15:38	≪黒瀬川の基準≫
注意報に切替	7/18 22:10	7/23 0:11	水防団待機水位 1.10m
洪水警報	7/18 6:41	7/22 15:38	氾濫注意水位 1.70m
注意報に切替	7/18 21:03	7/23 4:39	避難判断水位 2.30m
黒瀬川の最高水位	3.47m	3.06m	氾濫危険水位 2.80m
最高水位観測時間	11:00(7/18)	21:00(7/22)	≪土木施設被害≫
時間最大降水量	64mm(鶴岡)	54.5mm(榎引)	①道路 12箇所(5路線)
体制区分	災害対策本部「第一次」(非常配備体制)	災害対策本部「第一次」(非常配備体制)	②河川 1箇所(1河川)
通行止め	楯東屋田線(屋田橋)	今野大坂橋(道路陥没)	事業費 41百万円(22%)
	上川代田代谷地線(美野和橋)	十文字増川新田線(笹川橋)	≪農業施設・農産物被害≫
	東荒川小増川線(鎌田～小増川)	野荒町富沢線(富沢橋)	①農業施設 44箇所
	十文字増川新田線(笹川橋)	楯東屋田線(屋田橋)	被害額 269百万円(66%)
		東荒川小増川線(鎌田)	②農作物(水稻・果樹・野菜等)
		西荒川今野線	被害額 93百万円(11%)
住宅等の床下浸水	池ノ仲(1軒)、鎌田(2軒) (全市では46軒、床上も4軒)	無し	※) ()内は全市に対する割合
被害状況	●大口豚舎崩壊(豚舎半壊、豚十数等被害)	(全市では28軒、床上は無し)	≪豚舎の被害≫
	●庄内映画村閉館	●大口豚舎崩壊(半壊の豚舎全壊、育成舎1棟流出、豚250頭流出)	①豚舎(2棟) 45百万円
			②豚(約230頭) 4百万円

主要地方道鶴岡羽黒線整備促進期成同盟会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、主要地方道鶴岡羽黒線整備促進期成同盟会（以下、「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、羽黒地域の道路網の基幹であり、地域振興の基盤となる主要地方道鶴岡羽黒線の早急なる整備を強力に促進することを目的とする。

（組 織）

第3条 本会は、羽黒地域の区長、関係市議会議員、出羽三山神社、庄内交通株式会社、羽黒町観光協会、鶴岡市及び本会の目的に賛同する者をもって組織する。

（事 業）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 関係機関への要望に関すること
- (2) 整備促進のための連絡、調整及び協力に関すること
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項

（役 員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 理事若干名
- (4) 監事2名

2 役員任期は、2年とし再任を妨げない。ただし補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 理事は、本会の事業について審議する。

6 監事は、本会の会計を監査する。

（会 議）

第6条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、年1回以上開催し、理事会は、必要に応じて開催する。

3 会長は、会議を招集し、議長となる。

（総 会）

第7条 総会は、出席者の過半数を以って次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 役員を選任
- (3) 事業計画及び報告
- (4) 予算及び決算
- (5) その他重要な事項

(理事会)

第8条 理事会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会議決事項
- (2) 総会より委任された事項
- (3) 総会議決事項で、会長が緊急やむを得ないと認めた事項

(事務局)

第9条 本会の事務局を鶴岡市建設部東部建設事務室に置く。

- 2 事務局は、会長の命により会務を処理する。

(経費)

第10条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

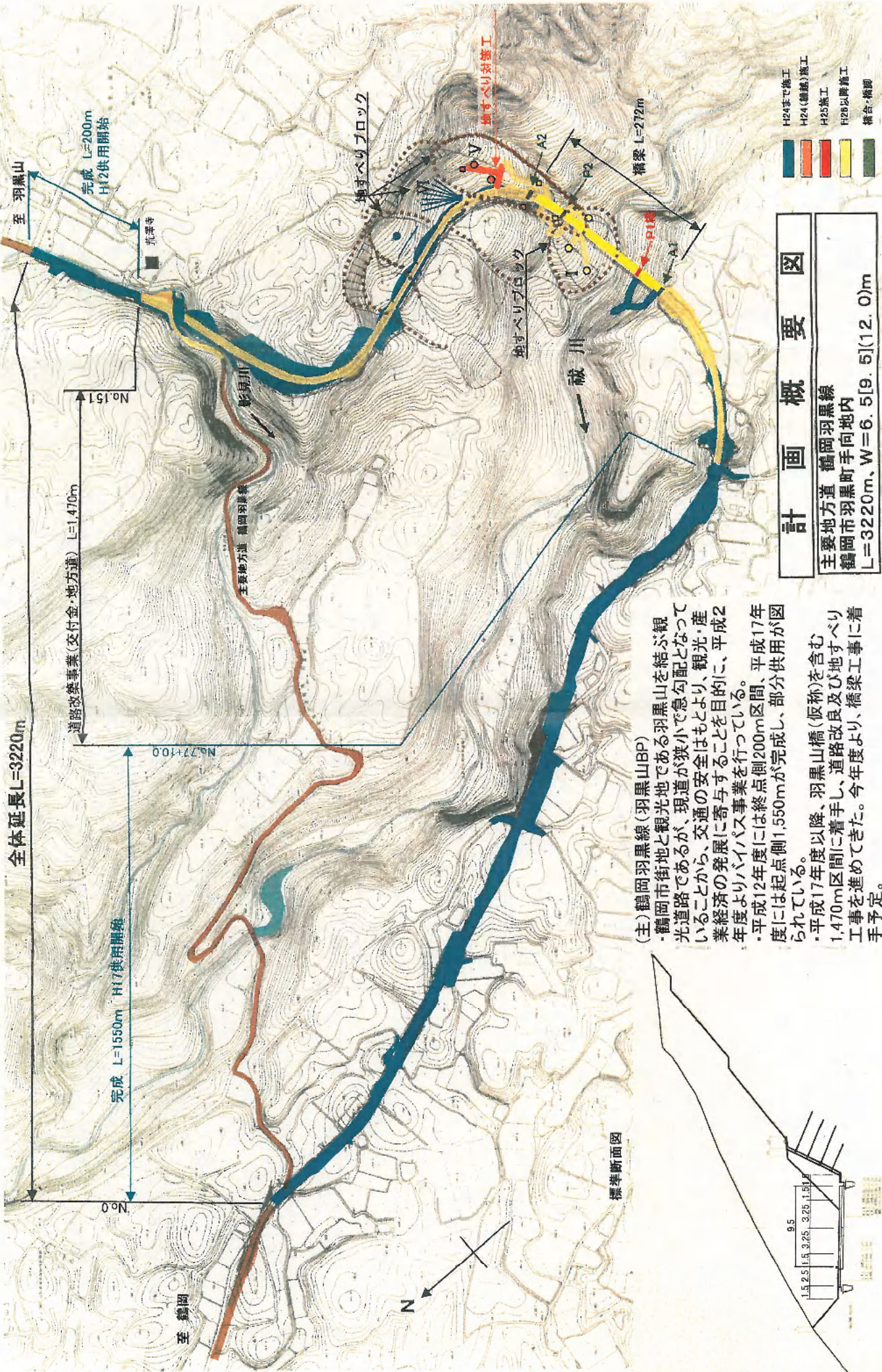
第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会の審議を経て総会で議決する。

附 則

本規約は、平成25年 月 日より施行する。



全体延長L=3220m

道路改善事業(交付金・地方道) L=1,470m

完成 L=200m
H17供用開始

完成 L=1550m
H17供用開始

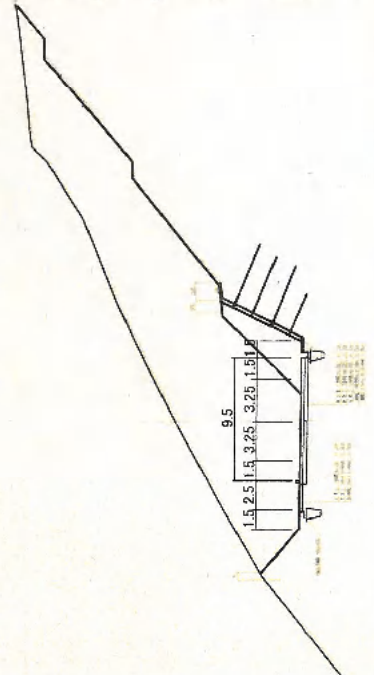
(主) 鶴岡羽黒線(羽黒山BPP)
 ・鶴岡市街地と観光地である羽黒山を結ぶ観光道路であるが、現道が狭小で急勾配となっていることから、交通の安全はもとより、観光・産業界の発展に寄与することを目的に、平成2年度よりバイパス事業を行っている。
 ・平成12年度には終点側200m区間、平成17年度には起点側1,550mが完成し、部分供用が図られている。
 ・平成17年度以降、羽黒山橋(仮称)を含む1,470m区間に着手し、道路改良及び地すべり工事を進めてきた。今年度より、橋梁工事に着手予定。

計 画 概 要 図

主要地方道 鶴岡羽黒線
 鶴岡市羽黒町手向地内
 L=3220m、W=6.5[9.5](12.0)m

- H24まで施工
- H24(仮称)施工
- H25施工
- H26以降施工
- 橋台・橋脚

標準断面図



地域づくり懇談会の職員地区担当制度 による会の運営について

1. 職員地区担当制度とは

今年度から羽黒地域の各小学校単位に地区担当職員を配置し、各地区の自治組織と懇談会を設定し、懇談を通して地元との連携を密にして、地域と行政との信頼関係の構築に努めるものである。

また、住民総意の課題の掘り起こしやその解決策の取り組みを行政が支援し、さらには地域づくりや活性化策等地域の自主的な活動を協働で展開して行く。

具体的には、1小から4小まで各地区に、5名から7名の庁舎勤務職員を配置し管理職が班長を務める。

2. 地区担当職員による地域づくり懇談会の開催

平成22年度から開催していた地区懇談会を今年度から地域づくり懇談会と名称を変更して、地区担当職員による会の運営を担当することとして、7月下旬に既に2小(泉地区)と3小(広瀬地区)で開催した。1小(手向地区)と4小地区については9月中・下旬の開催を計画している。

会の進め方としては、特に行政側からの資料は準備せず、支所長の講話の中で問題提起を行い、住民側からの発言の時間を十分にとることとして会を進めた。

今年度は年3回懇談の場を設けることとし、各地域の実情に合わせ開催日時を設定して行く。今後回数を重ねるごとに、地区担当職員と地域との信頼関係が構築され、各地域が抱えている課題や地域づくりや活性化に繋がる方策の掘り起こしに繋げて行きたい。

3. 2小と3小の地域づくり懇談会で出された主な意見

- 子供が病気になった時に預ける施設をつくるなど、子育てしやすい羽黒の特徴をつくってはどうか。
- 他の地域と比較して羽黒は安全だというPRが出来れば良いのではないか。
- 新興住宅地の中でコミュニティ活動ががうまくいっているところとそうでないところがあるので、地区公民館としてもコミュニティを支えていくために今後一緒に考えてもらいたい。
- 地域の活性化は、子供をどう育てるかにある。
- 先ずは自分たちが元気にならないとだめだと思う。地域の祭など伝統的な行事を大切にいく(おみこしを担いだり担がせたり)など。
- この会の他にも集落に入って情報収集をすることが大切。

羽黒庁舎建設基本計画の策定状況について

1. 基本計画策定の進め方

羽黒庁舎建設基本構想に基づいて、庁舎に求められている機能や役割、地域住民のニーズ等を考慮して、併せて庁舎周辺の公共施設や各種団体施設等も考慮しながら基本計画の策定を進めていきます。

新庁舎建設に際しては、合築等や機能の複合化による利便性の向上を図るとともに、庁舎の活性化やにぎわいの創出といった観点から、新たな地域づくりの拠点としての施設整備を図ることを目指しております。

基本計画策定に際しては、専門性が必要なことから本所建築課と連携し、必要な床面積や事業費の算定等策定作業を進めているところであります。

2. 庁舎整備の基本方針・特徴

- 福祉相談に一元的に対応できる市民窓口の創設として、市民福祉の窓口に包括支援センターや社会福祉協議会を併設する。
- 図書館機能を加えることにより市民の利便性や賑わいの創出を図る。
- 消防との合築等により地域の防災拠点として緊密な連携を図る。
- 建物には地元産木材を多く使用し、形状や色調等に羽黒地域らしさを表現し、地域住民のシンボルとなるような施設整備を図る。
- 現在の羽黒庁舎の敷地内に新築し、完成後に旧庁舎を解体する等住民サービスの低下を招かぬよう配慮するとともに、併せて整備コストの軽減を図る。

3. 庁舎建設の今後の進め方

今年度は基本計画の策定を行い、来年度は基本設計・実施設計の策定を行い、その後、新庁舎建設を行い、できるだけ早く供用開始(開所)に繋げて行く。その後、既存建物の取壊し、外構・駐車場整備を進めて事業完了となります。

今後の提言書作成の流れについて

第3回審議会 (25年10月21日)

◎話し合いの内容

1. これまでの話し合いを踏まえ、前回提言56項目の中から重要度、緊急度の高い課題を12項目程度に絞る。課題の重要度、緊急度が高い理由、これまで解決されなかった理由を検討する。

【現在絞りこまれている項目】

- ・羽黒山バイパスの早期完成
- ・観光サインの整備
- ・観光を担う人材の育成 (いくつかの項目をまとめて新たに項目化)

2. 課題解決のために官、民それぞれどのような取組みが必要か具体的な方法を検討する。

→限られた時間の中で解決策を得るため、小グループで絞り込み、解決策の話し合いを行う。また、委員が話し合いに集中できるよう書記記録を事務局が担当し、発表はグループ内の職員が行う。

第4回審議会 (25年11月下旬)

◎話し合いの内容

第3回審議会の話し合いを基にした提言(案)を事務局で作成し、審議会で検討する。

【提言書概要 (現在想定している内容)】

○現状と課題

- ・前回提言の進捗状況
- ・官民協働の必要性と現状

○課題解決のための提言

- ・12項目程度

○提言実現のための具体的な方法

- ・提言の実現にあたっての行政、住民の役割

○具体的方法を実行するための大まかな計画

- ・提言実現に向けた進め方 (目標、内容)
- ・進捗、実施状況のチェック体制 (地域審議会での報告確認)

平成24年度・25年度地域審議会について

1 地域審議会の主旨

地域審議会については、地域住民の意見を聞く機会として積極的に活用することとし、各地域における課題の解決や地域の振興、活性化に向けて、地域審議会の委員の方から積極的な提言・意見をいただき、各地域の活性化に関する施策へ反映させる。

2 概要

- (1) 委員の任期満了に伴い改選を行い、各地域審議会とも公共的団体等を代表するもの及び学識経験者等（内5人は公募）により20人選任。
- (2) 任期は平成24年7月1日から平成26年6月30日までの2年間
- (3) 地域課題や地域振興に係る協議テーマを設定し、協議を進める。
- (4) 平成24年度の地域審議会終了後に中間のまとめを行い、市長へ報告する。
- (5) 平成25年度（平成25年12月中に）内に、地域審議会として意見をまとめ、提言として提出する。

3 進め方等

(1) 開催回数について

各地域での進行状況に応じて、年4回から5回程度の開催とする。

なお、平成24年度第1回地域審議会を5月下旬に開催し、前委員へ平成24年度主要事業の説明と、提言内容について市の施策・事業等への反映や取り組み状況等の報告を行った。

(2) 24年度第2回地域審議会の開催について

改選に伴い、新たに選任した委員への辞令伝達及び会長、副会長の選任を行い、新委員による地域課題や地域振興に係る協議テーマを設定し、各地域活性化に資する提言・意見をいただく。

※第2回以降の地域審議会の開催については、協議状況に応じて2月中旬まで随時開催する。

(3) 市の重要事項に関する説明及び意見聴取について

地域審議会の開催に合わせ、市の重要事業や総合計画実施計画、行政の諸課題について説明し、意見を伺う。

- ・市の重要事業（5月）※第1回地域審議会にて実施済
- ・総合計画実施計画(11月)
- ・その他(庁舎の主要な課題)

(4) 25年度の審議会の進め方について

平成24年度の各地域審議会の進行状況に応じて、協議テーマをさらに掘り下げての議論、また、新たなテーマ設定するなどして、引き続きテーマ毎の協議を進め、平成25年度（平成25年12月中）内に、最終の意見を取りまとめ市長へ提言する。

※この資料は地域審議会の委員が改選され、第4次地域審議会が発足した平成24年度第2回地域審議会（24年8月8日開催）資料を基にしています。

羽黒地域審議会の進め方と協議テーマについて

1. 平成24年度～25年度 地域審議会の進め方について

平成17年10月1日の市町村合併から6年余りが経過し、住民負担や行政サービスにかかる合併調整はほぼ完了していますが、旧市町村の地域振興のためにはまだまだ取り組みが必要とされ、現在も旧町村ごとに地域活性化事業などが実施されています。

羽黒地域の振興策を構築するためには、これまで以上に住民の声を十分に把握しながら地域課題を的確に捉えつつ、今後より一層の地域活性化を図る必要があると考えています。

第3次羽黒地域審議会（H22.6.10～H24.6.9）においては、「観光地羽黒の更なるステップアップを目指して」をテーマに五つの視点から協議をいただき、平成23年12月15日に市長に対して提言を行いました。

第4次羽黒地域審議会（H24.7.1～H26.6.30）では、引き続き合併後のまちづくりについて鶴岡市総合計画実施計画や重要事業、第3次羽黒地域審議会でもめられた提言についての施策反映や諸行政課題について説明、ご意見を伺うこととしております。

【審議会開催経過と今後の予定】

平成24年度

第2回（8月8日）

報告(1)学校適正配置について

協議(1)地域審議会協議提言テーマについて

第3回（11月26日）

報告(1)鶴岡市総合計画実施計画の策定について

(2)鶴岡市地域コミュニティ基本方針の策定について

(3)羽黒地域審議会提言書への対応について

講演

講師 長尾 彰氏（文部科学省 熟議カケアイ民間ファシリテーター）

演題 「市民協働のまちづくりについて」

第4回（2月14日）

協議(1)羽黒庁舎建設について

(2)羽黒地域提言書について

テーマ①これからの羽黒地域について

テーマ②前回提言書の重要度、緊急度のマッピングについて

平成25年度

第1回（5月30日）

報告(1)平成25年度予算の概要及び主な事業の概要

(2)地域振興計画の策定について

(3)羽黒庁舎建設基本構想について

(4)羽黒地域審議会提言書 具体的な解決策・施策の進行状況について

協議(1)市民協働で進める羽黒の観光」について

・マッピングを元にした優先順位の絞り込み

・課題の特定（なぜ今まで出来なかったのか阻害要因の追求）

第2回（8月29日）

※ 報告・協議については本日次第のとおり

第3回（10月21日予定）

報告・協議 ①総合計画・前回提言の施策反映に向けた意見の聴取

②提言についての話し合い・まとめ1回目

③その他

第4回（11月下旬予定）

報告・協議 ①提言についての話し合い・まとめ2回目（最終）

②庁舎建設に関する説明・意見聴取

③その他

第5回（2月初中旬予定）

報告・協議 ①総合計画と今次提言の施策反映に向けた意見の聴取

②その他

2. 協議テーマについて

今日、少子高齢化の進行、厳しい経済財政状況、地方分権の進展など、自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、多様化する市民ニーズに応え、質的にも充実した地域社会をつくるため、市民と地域と行政との協働でまちづくりを進めることが必要となっています。

本市では総合計画の具体化に向け、市政を運営する上で、市民を中心とした「ルネサンス（再生）」という考え方を重視し、市民（＝市民力）、地域（＝地域力）行政（＝行政力）という三つの力の協調・協力を主力エンジンに据え、総合力の発揮により、持続可能な希望あふれる鶴岡市を市民の皆様とともにつくってゆくこととしています。



このため、第4次羽黒地域審議会ではこうした背景を踏まえ、第3次の提言「観光地羽黒の更なるステップアップを目指して」を市民協働の観点で協議をいただき、観光地羽黒の魅力の増大にご提言をいただきたいと思います。

羽黒地域審議会 協議テーマ

協議テーマ	『市民協働で進める羽黒の観光』
テーマ設定の理由	<p>今日、少子高齢化の進行、厳しい経済財政状況、地方分権の進展など、自治体を取り巻く環境は大きく変化し、多様化する市民ニーズに応え、質的にも充実した地域社会をつくるため、市民と地域と行政との協働でまちづくりを進めることが必要となっている。</p> <p>こうした中、本市では総合計画の具体化に向け、市政を運営する上で、市民を中心とした「ルネサンス（再生）」という考え方を重視し、市民（＝市民力）、地域（＝地域力）行政（＝行政力）という三つの力の協調・協力を主力エンジンに据え、総合力の発揮により、持続可能な希望あふれる鶴岡市を市民とともにつくってゆくこととしている。</p> <p>このため、羽黒地域においては第3次の地域審議会の提言を踏まえ、市民、地域、行政との協働による相乗効果を図る取り組みにより観光地羽黒の魅力の一層の増大が必要とされてきている。</p>
協議テーマに関する現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域では、歴史・文化・自然等を守るための取組みが続けられてきたが、近年の少子高齢化や就業形態の変動により若い人の取組みが少ない状況になっている。 ・ 不順な天候や震災の影響により、観光者の動向が変わり羽黒を訪れる人も減少しているとされ、新たな魅力の発信や取組みが求められている。 ・ IT環境の発達により情報媒体が多様化し、こうした変化への対応が必要となっている。 ・ まちづくりに取り組む地域団体、NPO活動のモチベーションの維持や活動が継続できる支援の方策が課題となっている。 等
特記事項	